インターナショナルスクール在籍者の区立学校就学に係る現状と課題

資料４

区立学校就学	インター在籍ケース①	インター在籍ケース②
区立小・中学校に継続的に就学	インター休業期間のみ区立に就学	区立学校等（一条校）不就学
就学義務　履行 （全日就学）約12,680名 小学校：約10,410名／中学校：約2,270名 ※この他、フリースクール就学や海外居住等の児童・生徒がいます。	就学義務　一部履行 （短期就学）約330名	就学義務　不履行 （不就学 学籍有）約140名 （不就学 学籍無）約1,190名
就学義務が履行されている基準となるケース	課題①「一部就学」 ◆短期就学のため、学校経営が不安定化 ◆各学校で受け入れの対応が異なる ◆卒業判定は校長の裁量（個別判定）	課題②「完全不就学」 ◆区立等小学校を卒業せず、インター不適合となった場合、区立中学校に入学できない

インター在籍保護者からの要望・意見

課題①「一部就学」　インター休業期間のみ短期就学

要望・意見	これまでの区の対応等
◆インター休業期間中のみ区立学校に就学したい	一時的な就学では就学義務を果たしていることにはならないことを説明
◆学校によって、受け入れの対応が異なっている	継続して就学することが困難な場合は、原則として受け入れていない
◆区立学校に籍を置いておき、卒業資格を得たい	継続して就学する意思がなければ学籍は置いていない 継続した出席が無ければ、卒業できるとは限らない

課題②「完全不就学」　意図的に区立に就学せず、就学義務違反

◆インターの小学校を卒業したものの、中学校の学齢でインター不適応となり、中学校へ入学したい	学校教育法（17条）により、小学校の課程を修了していなければ中学校に就学できないことを説明

現場の意見（学校等から）

課題①「一部就学」　インター休業期間のみ短期就学

◆学校経営が不安定化	インター在籍者の受け入れは学期末が多く、ケアが必要な子どもの指導や学級運営に影響あり。学籍や教科書等、校内事務も煩雑
◆卒業判定は個別判定のため、学校や児童生徒間で差が生じる	クチコミで『卒業しやすい学校』など風説が流れている 本来であれば原級留置（翌年度進級なし）とするところ、卒業を強く望む保護者の要望に対応せざるを得ない状況が生まれている
◆受け入れにあたり、統一的な基準が必要	受け入れの対応が各学校で異なっているため、教育委員会として統一的な基準を示してほしい

課題②「完全不就学」　意図的に区立に就学せず、就学義務違反

◆区立中学校への入学希望者の対応	卒業資格を得るため、卒業間近の３学期になり在籍を求める家庭がある